

石川県公報

令和5年7月25日

第13628号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示			
○随意契約の相手方等	(警察本部)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 3
公告			○石川県告示第276号の公布公告 (水産課) 3
○入札公告	(産業政策課)	1	○公共測量実施公告 (監理課) 4

告示

石川県告示第282号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和5年7月25日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
指掌紋情報管理システム装置賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月19日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社北陸支店長
石川県金沢市広岡三丁目3番11号
- 契約金額
322,304,400円
- 契約の相手方を決定した手続
不落随意契約
- 随意契約による理由
一般競争入札に付したが、落札者がなく入札不調となったため

公告

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月25日

石川県知事 馳 浩

- 調達内容
(1) 購入件名及び数量
ア デジタル金属顕微鏡 一式

イ レーザートラッカー測定システム 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 令和6年3月15日

イ 令和6年3月27日

(4) 納入場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類を令和5年8月22日（火）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札 令和5年9月5日（火）午前10時

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

イ 入札 令和5年9月5日（火）午前10時20分

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年7月25日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新小松
小松市清六町315番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役社長 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか136者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役社長 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか120者

3 変更の年月日

令和5年7月1日

4 変更する理由

小売業者に一部入れ替えが発生したため。

5 届出年月日

令和5年7月1日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和5年7月25日から同年11月25日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年11月25日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

石川県告示第276号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和5年7月25日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第276号

石川県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年石川県規則第44号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月12日

石川県知事 馳 浩

石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）別紙1-5に規定する石川県漁船漁業管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が当該石川県漁船漁業管理区分に係る漁獲可能量を超えているため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月25日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量、水 準 測 量)	令和5年7月6日から 同年11月30日まで	珠洲市若山町出田地内
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年7月18日から 同年11月30日まで	小松市那谷町～加賀市栄谷町地内